

令和7年度第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月8日（木）13時30分～14時23分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議 案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
4. 報 告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 4件
報告第3号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 23件
5. 出席委員 14名（欠員1名）
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 6番篠崎輝武、
7. 事務局 山老事務局長、小川主査、白鳥副主査
8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和7年度第2回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、3番中田委員と4番農宮委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農業経営改善計画について、議案第4号、農用地利用集積等促進計画についてでございます。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年4月30日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斎藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

 以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

1 4 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中字原田、畑、1筆307平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は管理が困難なため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、かぼちゃ、ねぎの作付けを予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

1 3 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下谷字居下の畑325平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は遠方のため農地の管理が出来ないためです。譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては野菜類を予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3及び4につきまして、関連しておりますので、一括して斎藤委員より意見発表をお願いします。

1 1 番 番号3及び4について説明いたします。まず番号3ですが、本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は山口字正大の畑6筆で、面積は合計1,047,96平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は市外に居住しており農業維持が困難なため、譲受人は申請地に近く農業経営拡大のためです。営

農計画においてはにんにくを予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。

続いて番号4ですが、本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は山口字正大の畑1筆で、面積は333平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は相続をしたが農業の維持管理が困難なため、譲受人は土地が隣接しており農業経営拡大のためです。営農計画においてはにんにくを予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号5につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は家之子字池尾の畑301平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により利用困難なため、譲受人は新規就農のためです。営農計画においてはじゃがいも、さつまいも、きゅうり、トマト、花などを予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、一部コンクリートが敷かれ、畑としての利用は困難ではないかと本人に確認したところ、このまま利用したいとの申し出がありました。

コンクリート部分は申請地の約4分の1にあたりますが、それ以外は特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、大和地区コミュニティセンターの北、約300メートルに位置しています。譲渡人は農地の管理が困難なため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、かぼちゃ、ねぎです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、福岡小学校の北西、約1キロメートルに位置しています。譲渡人は農地の管理が困難なため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、野菜類一般です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3及び4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、大和幼稚園の

北西、約１．２キロメートルに位置しています。譲渡人は農業経営困難なため、また、農地の管理が困難なため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、にんにくです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号５は、売買による所有権移転の申請です。場所は、特別養護老人ホーム芙蓉荘の東、約４００メートルに位置しています。譲渡人は高齢化により農地の利用が困難なため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、じゃがいも、さつまいも、きゅうり、トマト、花です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号１につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

２番 番号１について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、福俵字鍋田の畑５６８平方メートルの農地です。転用の目的は、住宅併用犬の保管施設１棟１８９．１６平方メートルです。周辺農地には説明し了解をいただき被害が生じた時は自己責任にて対処するとのことです。汚水・雑排水は小型合併浄化槽により処理し排水路に放流、雨水は宅地内にて地下浸透とします。資金計画・両総土地改良区同意書・教育委員会の確認書で問題無いものと思われましたが、その後、地区の同意、工区の同意が無いとのことで、地元福俵地区は保留を望んでいますので、本件については保留といたしたい。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の５ページをお願いいたします。

申請番号１は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、福俵駅の

南東、約800メートルに位置しています。転用の目的は住宅併用犬の保管施設用地です。本件は、譲受人の妻が犬のトレーナーであり、犬の訓練及び保管を目的とした動物取扱業の資格を有していますが、今般、当該事業を自宅で始めたいため、犬の訓練及び保管のスペースを併設した自宅を建築することとなったものです。立地基準については、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となる得る農地です。所要資金については、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されています。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。

また先ほど発表委員からは、排水同意のおおもとである地元の同意書が提出されていないとの指摘がされたこと、添付された排水同意書が当該地の地元同意の真意どおりなのか疑義があるため、一旦、本件は事実確認、保留して継続審議すべきとの意見と捉えました。

ほかに、本件についてご意見等ございますでしょうか。

議 長 意見がありませんので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、細谷委員の意見のとおり、継続審議といたしたいが、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により継続審査とすることに決しました。

次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明を求めます。

農政課 それでは議案第3号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は再認定2件、新規1件でございます。別紙1をご覧ください。関内の方です。営農類型は水稻と露地野菜です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大及び単価の高い作物を生産することで経営効率化を図るものです。機械・施設につきましては、トラクター、田植え機等を導入する予定です。

続きまして別紙2をご覧ください。福俵の方です。営農類型は水稻と露地野菜です。経営改善は、機械を拡充することで作業効率を図るものです。機械・施設につきましては、トラクター、コンバイン等を導入する予定です。

続きまして別紙3をご覧ください。この方は新規で認定を取得する方で営農地は小野です。営農類型は露地野菜です。経営改善は農地集積を行い規模拡大を図るも

のです。機械・施設につきましては、トラクターや管理機等を導入する予定です。

以上、再認定2件、新規1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。
。議案書は7ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。
。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。

内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、福岡地区の耕作者1名、豊成地区の耕作者1名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

2 番 1件の同意のためにこれだけの別冊書類が必要でしょうか。事務局も中間管理機構の園芸協会も大変と思います。東金市農業委員会として添付書類簡素化について要望出してください。

(「そのとおり」との声あり)

議 長 これについては、委員おっしゃるとおり、申し出をいたしたいと思います。それでは他に無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願

います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員多数の賛成により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページから9ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は2件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の10ページをお願いいたします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。4件の照会があり、現地調査を4月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものであります。

議案書の11ページをお願いいたします。

報告第3号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。

令和7年4月10日付けで東金市長より、農地23筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」で回答したものであります。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、先ほど継続審議とすることで採決した議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認についてですが、事務局より、疑義が示された事項の確認ができた段階で臨時総会を開催して審議することの提案が急遽出されました。これについて、ご意見等ございますでしょうか。

2 番 地元が保留を望んでいる以上は、臨時総会を開く必要は無いと思います。次回総会で審議しても何も問題ないと思います。

過去に臨時総会にて処理した案件があったが、それは千葉県が許可した案件を東金市は不許可とした事案であり、裁判の可能性があったからであり、しかし、今回の案件はそれとは意味合いが違い、地区の同意の有無確認を優先して、その後処理すべきですので臨時総会までの審議は必要ないと思います。

1 5 番 急ぐ必要が何かあるのでしょうか。

事務局 申請書による工事の実施期間が6月からとなっており、6月総会后となると工事開始が遅れることとなります。

15番 工期に影響あるようであれば、臨時総会もあり得るのでは。

7番 私は開催必要ないと思います。地元の同意の有無が大事、それを急いで審議する必要は無いと思います。

2番 臨時総会を開くと発言するにあたり、事務局は、その臨時に諮る腹案がすでにあるのですか。あるのなら今やれば良いし、なければ、2日後、3日後、1週間後集まれるものなのか、その確認に、そうでなければ、次の総会で審議すればよいではないですか。

継続審議なので、我々農業委員会としてもその確認のためにひと月ぐらいはいただきたい。両総土地改良区から同意が出る前の、地元の工区関係の同意の有無が、今確認できていないわけですので。

議長 それでは、今、臨時総会の開催について提案したところ、様々なご意見が出されました。他にご意見等ございますでしょうか。無いようであれば、これより臨時総会を開催しないことについて採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。出席議員の賛成多数により、臨時総会は開催しないことで決しました。

以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和 7 年 5 月 8 日